

「子ども第三の居場所」の運営について

1 趣 旨

駅前の居場所における「子ども第三の居場所」について、令和8年10月末のB&G財団助成期間終了に伴い、11月から児童福祉法に基づく「児童育成支援拠点事業」へ移行するにあたり、運営事業者（（一社）ユガラボ）との協議を重ね国の要件に基づく職員配置や運営体制、財源について整理しました。

2 運営体制

本事業の実施にあたっては、児童育成支援拠点と多世代交流、移住拠点の機能を両立させるため、以下の通りフロア、時間で明確に役割を区分し、運営体制を適正化します。

(1) 各フロアの機能分担

2階（専用エリア）	児童育成支援拠点
1階（フリースペース）	多世代交流／移住拠点

※多世代交流／移住拠点は、時間を限定

(2) 開所スケジュール

曜日	開所時間
月、水、金曜日	13:00～21:00
土曜日	9:30～17:30

※多世代交流／移住拠点は、13:00～17:30

(3) 職員配置 管理者として保育士資格を有する職員を運営事業者が配置

3 財源変更

当初予算で見込んでいた子ども子育て交付金について「4月からの適用」から、実態に即し「11月からの適用」とするため、財源の変更が生じる。

（単位：千円）

項目	事業費	子ども子育て交付金	B&G財団助成金	一般財源
当初予算額（A）	19,193	8,188	5,600	5,405



項目	事業費	子ども子育て交付金	B&G財団助成金	一般財源
実額（4～10月）	10,983	0	5,600	5,383
実額（11～3月）	7,845	4,727	0	3,118
計（B）	18,828	4,727	5,600	8,501

差引（A-B）	△365	△3,461	0	+3,096
---------	------	--------	---	--------

4 今後の予定

令和8年10月中 現行の利用者・保護者への説明・周知

令和9年3月頃 事業の客観的振り返り、評価

※参考 児童育成支援拠点事業実施要綱抜粋

支援の内容	① 安全・安心な居場所の提供 ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等） ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等） ④ 食事の提供 ⑤ 課外活動の提供 ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携 ⑦ 保護者への情報提供、相談支援 ⑧ 送迎支援<地域の実情等に応じて>
実施主体	市町村（ただし、適切と認めた者に委託等を行うことが可）
対 象 者	① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者 ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者 ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者
定 員	概ね20人
職員配置	① 管理者（必須）、② 支援員（必須）、③ 心理療法担当職員（任意）、④ ソーシャルワーク専門職員（任意） ※上記職員のうち、1人以上は次の資格等のいずれかを有する者とする。 ・児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれか ・教職員免許法第4条に規定する免許状 ・児童福祉事業に2年以上従事していた経験 ※上記①又は②のうち、1人以上は必ず常勤
人員配置	児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置 利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を配置
開所日数	週3日以上開所
開所時間	① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等） 1日につき、8時間（原則10時から18時） ② 学校の授業の休業日以外の日（平日） 原則18時以降